

大阪府条例第三号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下「令」という。)に基づく事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める場合に係るものを除く。)であつて、堺市、高槻市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理に関する事務
- 二 法第三条第二項ただし書の規定による確認に関する事務
- 三 法第三条第二項第二号の規定による認定に関する事務
- 四 法第三条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求に関する事務

五 法第八条第一項(法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付に関する事務

六 法第八条第三項の規定による一般旅券の交付に関する事務

七 法第十条第一項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理に関する事務

八 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理に関する事務

九 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理に関する事務

十 法第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求に関する事務

十一 法第十九条第五項の規定による一般旅券の返納の受理に関する事務

十二 法第十九条第六項の規定による返納を受けた一般旅券の消印及び還付に関する事務

十三 令第三条第一項の規定による申出の受理に関する事務

十四 令第三条第二項の規定による確認及び書類又は資料の提示又は提出の要求に関する事務

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定のうち枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市及び大阪狭山市の区域に係る部分は、平成二十五年一月七日から施行する。